

「住所変更届」や「死亡届」は原則不要

年金受給権者の皆さま

平成23年7月から住民基本台帳ネットワークから住所変更等の情報を取得できるようになったため、

ご本人様から提出いただく

「住所変更届」↓原則不要

ご遺族様から提出いただく

「死亡届」↓原則不要

となりました。

※1 日本年金機構において、住民票コードが収録されている方に限ります。

※2 年金事務所等への「死亡届」が不要となるのは、死亡の事実があつてから、戸籍法上の届出期限である7日以内に市区町村に届出を行われた場合のみです。

ただし、亡くなられた方の未払い年金を受けられる場合は、これまでどおり年金事務所等への請求が必要です。

注意事項

○日本年金機構において住民票コードが未収録となつていたり方や、現在の住所（日本年金機構からの通知等のあて先住所）と住民票の住所地と一致していない方が、今後、住所の変更があつたときは、年金事務所等への住所変更届が必要です。

○成年後見を受けている方等についても、今後、住所の変更があつたときは、年金事務所等への住所変更届が必要です。

○共済年金（旧公共企業体を除く）を受けられている方は、これまでどおり、各共済組合への届出は必要です。

○今後、日本年金機構から各種お知らせを送付する際の「あて先」を住民票の記載内容とは別に希望される方は、別途、「住民基本台帳による住所の更新停止・解除申出書」の提出が必要になります。

○その他、住民基本台帳ネットワークシステムを活用した本人確認が行えない方については、今後も各種届出が必要となりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

【主な例】

・外国籍（外国人登録）の方、外国に居住している方

・住民ネットに参加していない市区町村（国立市、矢祭町）にお住まいの方

○死亡届も原則不要となりますが、ご遺族の方は、亡くなられた方への未払いの年金を受け取れる可能性等がありますので、年金事務所等にご相談ください。

○住民票コードの収録状況につきましては、平成23年6月に送付している、年金振込通知書等に記載しておりますので、ご確認ください。

お問い合わせ先

役場町民環境課 国民年金係 古市 電話(08668)54-2684
津山年金事務所 国民年金課 電話(08668)31-23663